

長期信用銀行の消滅と金融債の発行停止

中島 将隆

1 消滅した長期信用銀行

あおぞら銀行（旧日本債券信用銀行）は、この四月から普通銀行へ転換することになった。普通銀行へ転換する理由は、まず、預金口座開設に際して長信銀に課せられている規制を排除し個人預金の獲得を容易にするためである。個人が長信銀に預金口座を新たに開設するには、金融債口座を持つことが条件となっている。長信銀が普通銀行へ転換する最大の効用は、個人預金口座開設を受け付ける際の制約が無くなることである。次に、普通銀行への転換によって貸し出し自由度が拡大することである。普通銀行に転換すれば、期間六ヶ月を超す貸し出しに際して担保を取る原則もなくなり、個人向け無担保融資にも取り組みやすくなる。⁽¹⁾長信銀に認められている金融債の発行については、特例措置によって一〇年間、認められている。あおぞら銀行は特例措置で暫くの間は金融債の発行を続けるが、次節で検討していくように、金融債の発行は一〇年を待たずして停止されると予想される。

あおぞら銀行に先立って他の長期信用銀行も普通銀行へ転換した。日本興業銀行は、二〇〇〇年九月、第一勧業銀行・富士銀行と共に金融持ち株会社「みずほホールディング」を設立した。二〇〇二年四月には、日本興業銀行は解散して第一勧業銀行・富士銀行と共に、みずほ銀行と「みずほコーポレート銀行」に再編成し普通銀行へ転換した。また、新生銀行（旧日本長期信用銀行）も、二〇〇四年四月、普通銀行へ転換した。

(1)

あおぞら銀行が普通銀行へ転換することによって、長期信用銀行は日本の金融市場から完全に消滅し、長短金融分離の原則も名実共に消滅することになったのである。振り返ってみると、長短金融分離の原則と相まって、長期信用銀行は日本の金融制度の大きな特徴であった。図表1でみるように、長期信用銀行は戦前に設立された特殊銀行が戦後に再編成されたものである。一九五二年に長期信用銀行法が制定され、日本興業銀行、それに日本勧業銀行の一部が長期信用銀行に再編成された。一九五七年には、朝鮮銀行の残余財産を活用して日本不動産銀行（日本債券信用銀行）が設立され、ここに長期信用銀行三行が形を整えることになった。

長期信用銀行は金融債の発行によって資金を調達し、五午物金融債の発行は長信銀

図表1 長期信用銀行の成立と消滅

明治30(1897)	日本勧業銀行の設立（7月）
35(1902)	日本興業銀行の設立（3月）
(1911)	韓国銀行が朝鮮銀行法（日本法）に基づく特殊銀行として朝鮮銀行と改称
昭和25(1950)	特殊銀行であった日本興業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行が普通銀行に転換（5月）
27(1952)	長期信用銀行法の制定（12月） 日本興業銀行は普通銀行から長期信用銀行に再転換 日本勧業銀行の一部を引き継ぐ形で「日本長期信用銀行」が新設
32(1957)	朝鮮銀行の残余資産を活用し、日本不動産銀行設立（長期信用銀行3行が形を整える）（4月）
52(1977)	日本不動産銀行が「日本債券信用銀行」に改称（10月）
平成10(1998)	・日本長期信用銀行の破綻と一時国有化（10月） ・日本債券信用銀行の破綻と一時国有化（特別公的管理）開始。上場廃止（12月）
12(2000)	・一時国有化された日本債券信用銀行が再民営化 ・日本長期信用銀行が「新生銀行」として発足（6月） ・日本興業銀行は第一勧業銀行、富士銀行と共に金融持ち株会社「みずほホールディング」を設立（9月）
13(2001)	日本債券信用銀行の行名を「あおぞら銀行」に変更（1月）
14(2002)	日本興業銀行の解散：日本興業銀行は第一勧業銀行・富士銀行と共に、みずほ銀行と「みずほコーポレート銀行」に再編成（4月）
16(2004)	・新生銀行 普通銀行に転換（4月） ・全国銀行協会：「長期信用銀行」というグループ分けを廃止
18(2006)	あおぞら銀行（旧日本債券信用銀行） 普通銀行に転換（4月）

の特権となり、長短金融分離の原則を支えてきたのである。長短金融分離の原則は、銀証分離、信託分離と並んで、戦後金融行政の根幹を形成してきたのである。

長期信用銀行が普通銀行へ転換することによって、全国銀行協会は「長期信用銀行」というグループ分けを廃止した。日本の金融制度の地図は大きく塗り替えられたのである。

2 金融債の発行停止と発行残高の減少

長信銀は金融債を発行して資金調達を行ってきた。五年物金融債の発行は普通銀行には許されない長信銀の特権であった。この特権は、長信銀が普通銀行へ転換しても一〇年間、特例措置によって金融債を継続して発行することが認められている。ところが、一〇年を待たずして金融債の発行停止が続いている。

みずほ銀行（旧日本興業銀行）は、まず、二〇〇三年九月から金融債の現物販売を取止めることにした。⁽²⁾ 続いて、企業向け金融債の新規発行を二〇〇六年三月から停止した。個人向け金融債についても店頭販売分については二〇〇七年三月まで、財形貯蓄分については二〇一二年三月をもって発行を停止する。⁽³⁾ 旧興銀の金融債は、これまで、金融債の中でも中核的地位を占め、また、長期プライムレートは日本興業銀行が発行する金融債の利回りと連動していた。旧興銀の金融債発行停止によって金融債発行残高は近い将来に急減し、同時に、長期プライムレートの形骸化が一段と進むことになる。

みずほ銀行に先立って新生銀行（旧日本長期信用銀行）は、まず、みずほ銀行と同じくして金融債の現物販売を停止した。続いて、二〇〇四年一〇月、個人からの資金調達の中核となっている割引金融債「ワリチョウ」と利付金融債「リツチョウ」の発行を停止した。個人向け金融債の発行に代えて五年物定期預金商品や投資信

託などの品揃えを拡大することにしたのである。ただし、満期まで利子を金融債に再投資するワイドや財形貯蓄商品、法人向け募集債は残すこと⁽⁴⁾している。

あおぞら銀行は普通銀行転換後も金融債の発行を続けることになってい⁽⁵⁾る。しかし、金融債の現物販売は二〇〇三年四月から取止めている。現物販売の取止めにより、金融債の販売は銀行による保護預かり方式に一本化⁽⁶⁾されることになろう。

長信銀以外に農林中金や商工中金など政府系金融機関も金融債の発行が認められているが、これら発券機関も相次いで金融債の現物販売を取止め、発行を停止している。商工中金は金融債の現物販売を取止め、二〇〇三年九月下旬以降に売り出す割引金融債、利付金融債については、購入者に券面を渡さず金融機関が保管する保護預かり方式に一本化した⁽⁶⁾。また、農林中金は個人向けに発行している金融債「農林債券」を二〇〇六年三月から発行を取止めた。発行が中止される金融債は割引農林債「ワリノー」、五年利付農林債「リツノー」、利子一括払の利付農林債「リツノーワイド」である⁽⁷⁾。

金融債の発行停止、また、現物販売の停止によって金融債の発行額・発行残高・売買高は急減している。図表2をみると、発行額は一九九八年の

図表2 金融債発行額の減少と現存額の推移

(単位：億円)

	発行額 a	償還額 b	増減 (a - b)	現存額	割引債		利付債	
					割引債 発行額	割引債 現存額	利付債 発行額	利付債 現存額
1998年	233,051	336,418	△ 103,367	569,077	144,555	139,002	88,496	430,075
1999年	245,173	247,588	△ 2,415	566,662	128,240	125,845	116,932	440,817
2000年	209,798	279,528	△ 69,730	496,932	123,418	121,450	86,379	375,481
2001年	186,978	238,383	△ 51,405	445,527	102,776	100,151	84,202	345,375
2002年	129,916	203,748	△ 73,832	371,694	64,756	61,774	65,159	309,919
2003年	96,933	158,968	△ 62,035	309,659	42,140	40,821	54,793	268,838
2004年	81,677	115,663	△ 33,986	275,672	31,973	30,594	49,703	245,078
2005年	84,549	102,243	△ 17,693	257,979	28,022	26,727	56,526	231,251

(出所) 日本証券業協会調べ。償還額は満期償還・定時償還・買入消却の合計

二三兆円から二〇〇五年には八兆円と約三分の一にまで減少した。償還額の推移をみると、償還額が発行額を大きく上回っている。これは満期償還や定時償還に加えて買入消却が行われているからである。発行額や残高の内訳をみると、割引債は発行額・償還額のいずれも同じペースで減少しているが、利付債の発行額は現時点ではそれほど減少していない。ところが、残高は半減している。これは、利付債の買入消却によるものである。利付債の発行額は、今後、急減すると思われる。みずほ銀行が今年度から企業向け金融債の発行を停止するからである。また、他の金融債発券銀行も一〇年の経過措置を待つことなく金融債の発行を停止、もしくは減額するものと思われる。金融債は、今日では、消え行く金融商品となったのである。

では、どうして一〇年の経過措置を待つことなく金融債は消え行く金融商品となったのだろうか。第一に、金融債発行のメリットが消失したからである。長らくの間、金融債の発行は長信銀の特権であり、普通銀行は五物金融商品の開発を禁止されていた。金融債の発行による資金調達は長信銀の特権であった。加えて、この金融債は発行者の負担を軽減するため様々の便宜を特別に与えられていた。社債権者保護のための制度である社債管理会社の設置や開示規制の適用が法律上、要求されなかった。また、財務上の特約条項も慣行上、付されていない。さらに、非上場であるため決算時に含み損を計上する必要も無かったのである。ところが、これまで長信銀が享受してきた特権は、一九九四年一〇月に失われた。すなわち、この時点から普通銀行は五年物の金融商品を開発することが可能になり、一九九九年には普通銀行の社債発行が解禁されたからである。同時に、開示制度の充実や格付け・アナリストの定着、商品性の前提となる規制や市場の仕組みが変質し、金融債だけ特別の扱いをすることが不可能となったからである。⁽⁸⁾

第二に、金融債発行のデメリットが拡大したからである。冒頭で触れた事だが、長信銀には預金獲得に規制が

設けられている。すなわち、金融債発券銀行が個人預金の獲得に乗り出して預金口座を創設する場合、金融債口座を持つていることが前提条件となっている。個人預金を獲得し顧客のすそ野を広げるには、この点が大きな障害になる。また、金融債の現物販売停止により、現物販売による匿名性・無記名性がなくなれば金融債に対する特別の需要もなくなる。他方、銀行社債にはメリットがある。金融債には発行限度額が設けられ自己資本と準備金の合計金額の三〇倍までとなっているが、銀行社債には発行限度額は無い。また、社債権者を保護するための規制や市場の仕組みが整えられてきた。金融債が消え行く金融商品となったのは、金融債発行のメリットを消失してデメリットが拡大した結果である。

3 なぜ長短金融分離の原則は撤廃されたか

金融債の発行によって長信銀は資金を安定的に調達し、長短金融分離の金融行政は金融債発行によって維持されてきたのであった。では、なぜ戦後金融行政の根幹を形成していた長短金融分離の原則は撤廃されたのであるうか。

第一に、規制金利体系が崩壊して金利バランスが崩壊したからである。よく知られているように、規制金利体系とは戦後金融政策の基調であった人為的低金利政策下における金利決定方式である。規制金利体系の下では、各種金利の決定は市場金利を反映して決定されるのではなく、バランスを維持しつつ人為的に決定されていた。長期金利と短期金利は連動し、各種の金利は右上がりのイールドカーブを描き、長短金利はバランスを維持して決定されていたのである。長短金利のバランスが維持されてきたことを確認するため、図表3によって長短金利格差の推移をみてみよう。五年物貸付信託予想配当率は五年物利付金融債の応募者利回りと同じであるから、こ

図表3 銀行定期預金と5年物金融商品の利回り較差

金利改定時点 (昭和)	銀行定期預金	貸付信託配当率	B - A
	2カ年 (A)	5年物 (B)	
50. 11現在	7.0	8.32	1.32
52. 5	6.0	7.52	1.52
7	↓	7.32	1.32
8	↓	7.02	1.02
9	5.5	6.72	1.22
53. 4	4.75	6.22	1.47
54. 5	5.5	6.82	1.32
8	6.25	7.32	1.07
55. 2	↓	7.92	1.67
3	7.25	8.62	1.37
4	8.0		0.62
12	7.25	7.92	0.67
56. 4	6.5		1.42
5	↓	7.62	1.12
11		8.02	1.52
57. 1	6.0	7.72	1.72
4	↓	7.52	1.52
9		8.02	2.02
58. 1		7.72	1.72
2	↓	7.52	1.52

(出所) 拙稿「長期プライムレート論争の論理と実現」『金融ジャーナル』1983年11月号

であった。

ところが、昭和五〇年代末から国債をはじめとする長期金利が自由化され、次いで、預金金利が自由化されると金利バランスを維持することが不可能になってくる。預金金利は臨時金利調整法によって人為的に決定されていたが、外圧によって臨金法の適用を受けない自由金利の定期預金が昭和六〇年以降、登場してくる。図表4によつて預金金利自由化の推移をみると、大口預金の自由化が完了してから小口の預金金利自由化が始まること、

の図表は五年物金融商品（長期金利）と銀行預金金利（短期金利）の比較でもある。図表で明らかなのは、長短金利が常に一定のバランスをとつて決定されている点である。昭和五五年中頃の金融引締め期には利回り格差が縮小しているものの、右上がりのイールドカーブを描くことになり、短期金利が長期金利を上回ることはない。長短金利が一定のバランスを維持して人為的に決定されるからこそ、長短金融分離の原則を維持することが可能となる。一定のバランスが維持されているからこそ普通銀行と長信銀は、金融の繁閑にかかわらず、安定的に資金を調達することが可能

図表4 預金金利の自由化（最低預入金額と預入期間）

	定期性預金				流動性預金
	大口（1,000万円以上）		小口（1,000万円未満）		
	自由金利定期	MMC（市場金利連動型預金）	自由金利定期	MMC（市場金利連動型定期預金）	
1985年	10月 導入 10億円 (3ヵ月～2年)	3月 導入 5,000万円 (1ヵ月～6ヵ月) ↓			
86年	4月 5億円 9月 3億円	4月 (1ヵ月～1年) 9月 3,000万円			
87年	4月 1億円 10月 (1ヵ月～2年)	4月 2,000万円 (1ヵ月～2年) 10月 1,000万円			
88年	4月 5,000万円 11月 3,000万円				
89年	4月 2,000万円 ↓ 10月 1,000万円	自由金利定期に事実上吸収（廃止）		6月 導入 300万円（3、6ヵ月） （1、2、3年） *3ヵ月、2年、3年物については10月より取扱開始 *CD金利および国債表面利率に連動 11月 金利フロアルール導入 *同期間の規制定期利率+0.15%を金利フロアとする	
90年				4月 100万円 11月 自由化後の小口定期の姿に近いものに改組 *金額階層別大口定期預金金利連動化 *預入期間弾力化 (3ヵ月～3年)	
91年	11月 (1ヵ月～3年)		11月 300万円 (3ヵ月～3年)	4月 50万円	
92年				6月 最低預入金額撤廃	6月 貯蓄預金導入 40万円、20万円 *大口定期預金金利連動（MMC型）
93年			6月 完全自由化 自由金利定期に事実上吸収 (1ヵ月～3年) (廃止) 10月 期間3年までの変動金利預金 期間4年までの固定金利預金（中長期預金）の導入		10月 貯蓄預金の商品性の自由化措置（シングサービスの付与、最低預入残高引き下げ<40万円型→30万円、20万円型→10万円>）
94年			10月 固定金利中長期預金の預入期間を拡大（3～5年）		10月 完全自由化 (除く当座預金金利)

(出所) 日銀『新版わが国の金融制度』平成9年 44頁

最低預入金額は徐々に引き下げられていること、預金金利の完全自由化は一九九四年（平成六年）に完了したことがわかる。預金金利を自由化すれば、長短金利のバランスを人為的に維持することは不可能になる。長短金融分離の原則が撤廃されたのは、まず、長短金利のバランスが崩壊したからであった。

第二に、普通銀行の資金調達期間の制限が撤廃されたことである。この撤廃によって長短金融分離の原則は、事実上、崩壊した。図表5は普通銀行の資金調達期間の制限が撤廃される時点を整理したものである。預金の自由化は金利の自由化と調達期間の自由化の二つの側面を見る必要がある。図表4と図表5は多くの点で重複しているが、調達期間の制限に焦点をあててその推移をみると、普通銀行は長らくの間、長期物で資金を調達することを禁止されていた。五年物で資金を調達することが出来るのは長信銀に限定され、普通銀行は禁止されていたのである。普通銀行が五年物の金融商品を開発することができるのは預金金利の自由化が完了する一九九四年一〇月からである。この時点で長短金融分離の原則は、法の定めの上で、自由化されたのである。そして、一九九九年一〇月、銀行の社債発行が解禁されたのである。長短金融分離の原則を検討する場合、資金運用と資金調達を区別

図表5 普通銀行の資金調達期間の制限と撤廃

変更時点	預金受入期間の制限
1971年1月まで	定期預金の最長期間 1年（昭和46年1月まで預入期間は1年以内）
1971年～1973年12月	定期預金の最長期間 1年6ヶ月に延長（昭和46年1月から昭和48年12月まで）
1974年1月～1981年5月	定期預金の最長期間 2年に延長（昭和49年1月から昭和59年6月まで）
1981年6月	期日指定定期預金 期間最長 3年（昭和56年6月から5年10月まで）
1993年10月	期間4年中長期預金の受け入れ認可（平成5年10月）
1994年10月	期間5年の中長期預金受け入れ可能（預入期間の制限撤廃）この時点で長短金融の垣根は実質的に撤廃（平成6年）
1999年10月	銀行の社債発行解禁（平成11年10月1日より解禁）

（注）日銀『新版わが国の金融制度』17、18頁等より作成

せねばならない。資金運用においては、普通銀行も長信銀も資金の運用に制限はない。普通銀行は短期の貸付だけでなく「転がし」によって長期貸付も行っているものであり、資金運用においては長短金融の分離はない。問題は資金調達分野である。普通銀行は短期の金融商品で資金調達を行い、長信銀は金融債によって資金の調達を行う。長短金融分離の規制は、資金運用の規制ではなく資金調達の規制である点に特段の注意を払うべきであろう。

第三に、金利スワップによって長短金融分離の規制は空洞化されていたことである。都銀と長信銀の間で金利スワップが行われ、この取引は一九八〇年代末から一九九〇年代始めに急増している。法律によって長短金融分離原則が撤廃される以前から、金利スワップによって長短金融分離の規制は、事実上、空洞化していたのである。金利スワップが金融市場の構造にどのような影響を与えたか、また、金利スワップが長短金融分離の規制をどのように空洞化させたか、伊豆久「金利スワップと都長銀」(『証研レポート』一九九六年七月号)はこの分野に関する優れた先行研究である。伊豆論文は実証研究によって八〇年代末から都銀・長信銀ともに金利スワップが急増したことを明らかにし、都銀の金利スワップ(ペイ・固定金利支払い・変動金利受け取り)のポジションは金融債の発行と同じであること、長信銀の金利スワップ(レシーブ・固定金利受け取り・変動金利支払い)のポジションは資金調達の期間を自在に調節することが可能であり、こうしたスワップ取引が資金利鞘の七割近くを占めていることは、スワップ取引がリスクヘッジといった限界的なものを遥かに超えて業態区分を空洞化させている、と鋭く指摘している。⁽⁹⁾ デリバティブ取引はリスク管理だけでなく金融市場の構造も変え、長短金融分離の原則を空洞化させたのである。法律上の扱いは、こうした現実の追認とも考えることができよう。⁽¹⁰⁾

4 長プラの形骸化と五年物国債の発行

長短金融分離原則の撤廃と長信銀の消滅は、日本の金融市場にどのような影響を与えることになったのだろうか。

まず、長期プライムレートの形骸化である。長期プライムレートは昭和四六年以降、金融債の応募者利回りに○・九%上乘せして決定されてきた。長プラは民間金融機関の貸出最優遇金利として、また、政府系金融機関にあっては貸出上限金利として、規制金利体系を構成していた。ところが、金融債の比重後退と共に次第に長プラは形骸化していく。一九九九年、普通銀行の社債発行解禁と共に五年物金融債に係る特段の重要性が後退した。みずほ銀行（旧日本興業銀行）の法人向け金融債発行停止と共に長プラの算出方法が変更され、長プラの基準はみずほ銀行の社債に移行した。⁽¹¹⁾長プラの形骸化が一段と進んだのである。そして、長プラの形骸化と共に政府系金融機関の貸出金利は長プラの連動を廃止し、国債金利に連動することになった。⁽¹²⁾

第二に、長短金融分離原則の廃止によって一九九九年から普通銀行の社債発行が開始したことである。また、長信銀は金融債の発行を停止し、金融債の代わりに銀行社債の発行を開始したことである。銀行社債の発行額は一九九九年以降、毎年、増加を続けている。しかし、残念なことに発行業態別の統計が欠如しているため、銀行社債の発行額の規模と発行額の推移に関する数値を追い求めることが極めて困難である。公社債引受協会が日本証券業協会に吸収される以前には、業態別の社債発行額が公表されていた。近年、こうした基礎的統計が公表されなくなり、基礎的研究が次第に困難となり嘆かわしいことである。

第三に、五年物国債の発行が可能となり、かつ、五年物国債の種類が多様化したことである。五年物国債が始めて発行されたのは昭和五二年（一九七七）であった。昭和五〇年度から大量国債の発行が開始され、政府は国

債の市中消化を拡大するため五年物国債の発行を計画した。ところが、長信銀の猛反対によって計画から一年以上も発行することが不可能であった。長信銀の反対理由は五年物国債は五年物利付金融債と競合する、五年債の発行は長信銀の既得権益というものであった。その結果、五年物国債の発行は割引債に限定され、かつ、発行額は年間三〇〇〇億円以内という条件付であった。ところが、前述したように一九九四年に長短金融分離の原則が撤廃され、一九九九年から普通銀行の社債発行が可能になった。そして、図表2でみたように利付金融債の発行額も二〇〇年から減少した。この時点から五年物国債の発行額が増大し、五年物国債の多様化が始まる。図表6でみるように、二〇〇〇年から五年利付国債の発行が開始され、同時に、五年物割引国債の発行額も増加するようになった。二〇〇一年には四年物国債と六年物国債は五年債に統合され、二〇〇六年からは五年物新型個人向け国債の発行が開始されることになったのである。長短金融分離の原則が撤廃され、その結果、五年物国債の発行額拡大と種類の多様化が可能になったのである。

5 業態規制の撤廃と金融機関の同質化

日本の金融制度は、長らくの間、金利規制と行政指導による業態規制が特徴であった。金利自由化が完了しても業態規制は継続していた。そこには、業態の既得権益があり業態規制の撤廃は政治経済学の問題に転化していたからである。ところが、

図表6 5年物国債の発行開始時点

昭和52(1977)	・ 5年物割引国債発行開始（1月） ・ 発行額は年間3,000億円以内に制限され、かつ、5年物利付国債の発行は行わないことが約束される。
平成6(1994)	普通銀行による期間5年の中長期預金受入が可能（10月）
12(2000)	・ 5年物利付国債発行開始（2月） ・ 5年物割引国債の発行額増加（1999年度2,428億円、2000年度5,928億円、2001年度6,673億円）
13(2001)	中期債の5年債への統一：4年債・6年債の発行取止め（4月）
18(2006)	5年物新型個人向け国債：固定金利型（1月）

近年、この業態規制は急速に撤廃されている。まず、銀証分離の業態規制については、今年度から証券界は銀行業務に参入可能となった。二〇〇六年四月、改正銀行法が成立し一般企業に銀行代理業務が認められた。そこで、野村證券はこの四月三日、金融庁へ銀行代理店業務を申請し七月より預金取り扱い業務を開始する予定である。⁽¹³⁾ 他方、金融機関の証券業務参入については、図表7でみるように、二〇〇四年には銀行の証券仲介業務も参入可能となり、二〇〇六年中には金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）が成立の予定である。金融商品取引法では幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を図ることになり、業態法も改正され、証券取引法と金融先物取引法が統合され「証券取引法」という名称の法律も無くなることになった。⁽¹⁴⁾

信託業務の参入障壁も撤廃された。長らくの間、普通銀行は行政指導によって信託業務を兼業することが禁止されていた。ところが、一九八五年以降、「外銀信託」が外国銀行の信託子会社として設立されるようになった。そして、二〇〇四年一二月には信託業法が改正され、信託銀行以外でも信託業務に参入

図表7 金融機関の証券業務の開始

昭和23(1948)	・証券取引法で原則として金融機関の証券業務を禁止 ・例外で承認：公共債に関する業務、顧客から文書で依頼を受けた取引等
41(1966)	・赤字国債の発行開始で金融機関等初の引受シ団結成（1月）
53(1983)	・金融機関の窓口における国債販売開始（4月）
59(1984)	・金融機関の公共債ディーリング開始（6月）
60(1985)	・金融機関の債券先物取引特別参加（10月）
平成6(1993)	・金融機関の証券子会社設立開始：業務制限あり（7月）
9(1997)	・金融機関の証券子会社にエクイティ物の流通業務及び株価指数先物取引等を解禁（10月） ・金融機関の窓口における投資信託の間貸し販売開始（12月）
10(1998)	・金融機関の窓口における投資信託直接販売開始（12月） ・金融機関の店頭デリバティブ取り扱い開始
11(1999)	・金融機関の証券子会社の業務制限を完全撤廃（10月）
16(2004)	・銀行の証券仲介業務参入（12月）
18(2006)	・投資サービス法の成立と証券取引法の廃止（予定）

(注)『現代日本の証券市場（2006年版）』日本証券経済研究所 25頁等より

可能となったのである。

長短金融分離原則の廃止については、これまで詳述してきた。長期信用銀行が消滅して日本の金融制度の地図は大きく塗り替えられることになったのである。日本の金融システムの大きな特徴であった業態規制は撤廃されたのである。従来の金融縦割り行政は過去のものとなりつつある。日本の金融機関は、今日、同質化へ向かって大きく歩み進めたのではなからうか。

注

- (1) 日経金融新聞 二〇〇六年一月三日 日経新聞二〇〇六年一月二日
- (2) 日経新聞 二〇〇二年八月九日
- (3) 日経新聞 二〇〇六年一月二日、二〇〇五年一月二四日、二〇〇五年九月一日 みずほ銀行「金融債の新規発行停止のお知らせ」http://www.nizubobank.co.jp/info/kiinyusai_teishi.html
- (4) 日経新聞 二〇〇四年八月二八日
- (5) 日経新聞 二〇〇二年八月九日
- (6) 日経新聞 二〇〇二年八月二五日
- (7) 日経新聞 二〇〇四年九月四日
- (8) 日経新聞 二〇〇五年一〇月一九日参照
- (9) 伊豆 久「金利スワップと都長銀」『証研レポート』一五三六号 一九九六年七月号参照
- (10) 金利スワップが長短金融分離の原則を空洞化する取引手法であるなら、この原則を守る旧大蔵省は、この取引に対し

て如何なる対応をしたのか、大蔵省の許認可事項ではなかったのか、という疑問が生じてくる。金融商品の開発は、長らくの間、大蔵省の許認可が必要であった。金利スワップの場合、この取引が仲介業務として行われるのであれば、当然、大蔵省の許認可事項となったであろう。そして、許認可事項であれば、当時においては、戦後金融行政の根幹を形成していた業態規制を空文化する取引は認可しなかったであろう。だが、金利スワップは都銀と長信銀の相對取引である。当事者間の相對取引であれば、そこに介入の余地は無い。大蔵省が金利スワップを禁止することは出来なかつたのである。

(11) 日経新聞 二〇〇五年九月一五日

(12) 日経新聞 二〇〇五年一月二〇日

(13) 朝日新聞速報ニュース 二〇〇六年三月三一日

(14) 「証券取引法等の一部を改正する法律案」(投資家保護のための横断的法制の整備)、「証券取引法等の一部を改正する法律案の概要」、「証券取引法等の一部を改正する法律案要綱」

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/164/02/youkou.pdf>

(なかじま まさたか・客員研究員)